

都立高等学校オンライン申請受付システム 申請者向け操作マニュアル

⑤奨学のための給付金編

奨学のための給付金を申請するための専用マニュアルです。

令和8年4月

東京都教育庁 都立学校教育部高等学校教育課経理担当

はじめに

このマニュアルでは、生徒が高等学校等就学支援金（以下、就学支援金）に関する手続きを、都立高等学校オンライン申請受付システムで行うための手順について説明します。

マニュアルは次の6つに分かれており、本書は「⑤奨学のための給付金編」です。

①共通編	手続きの概要やシステムの操作方法、ログイン方法について説明します。
②就学支援金編	「就学支援金」の受給資格認定の申請方法について説明します。 入学・転入時や、新たに就学支援金の申請を行う際に参照してください。
③就学支援金 不申請編	「就学支援金」の不申請意向確認の提出方法について説明します。
④学び直し支援金編	「学び直し支援金」の受給資格認定の申請方法について説明します。
⑤奨学のための給付金編	<u>「奨学のための給付金」「奨学のための給付金（家計急変）」「奨学のための給付金（早期給付）」の申請方法について説明します。</u>
⑥給付型奨学金編	「給付型奨学金」「給付型奨学金（家計急変）」の申請方法について説明します。

このマニュアルについて

本書（⑤奨学のための給付金編）の内容は、以下の通りです。

1. 都立高等学校オンライン申請受付システムを利用した申請の主な流れ P.4
2. 操作説明
 - 2-1. ログインする P.5
 - 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う P.10
 - 2-3. 申請状況を確認する P.28

※ 本文中の画面表示は、令和8年4月現在のものです。

■都立高等学校オンライン申請受付システムへのアクセス

<https://schfeentry.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/s/>



■就学支援金制度の概要

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/scholarship.html>

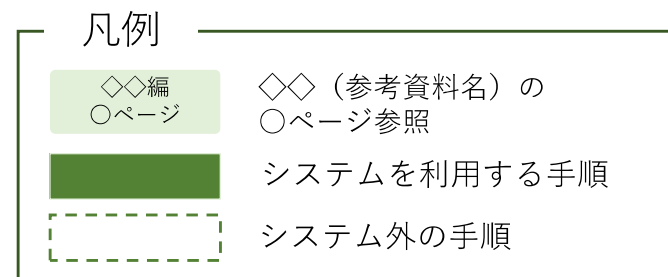
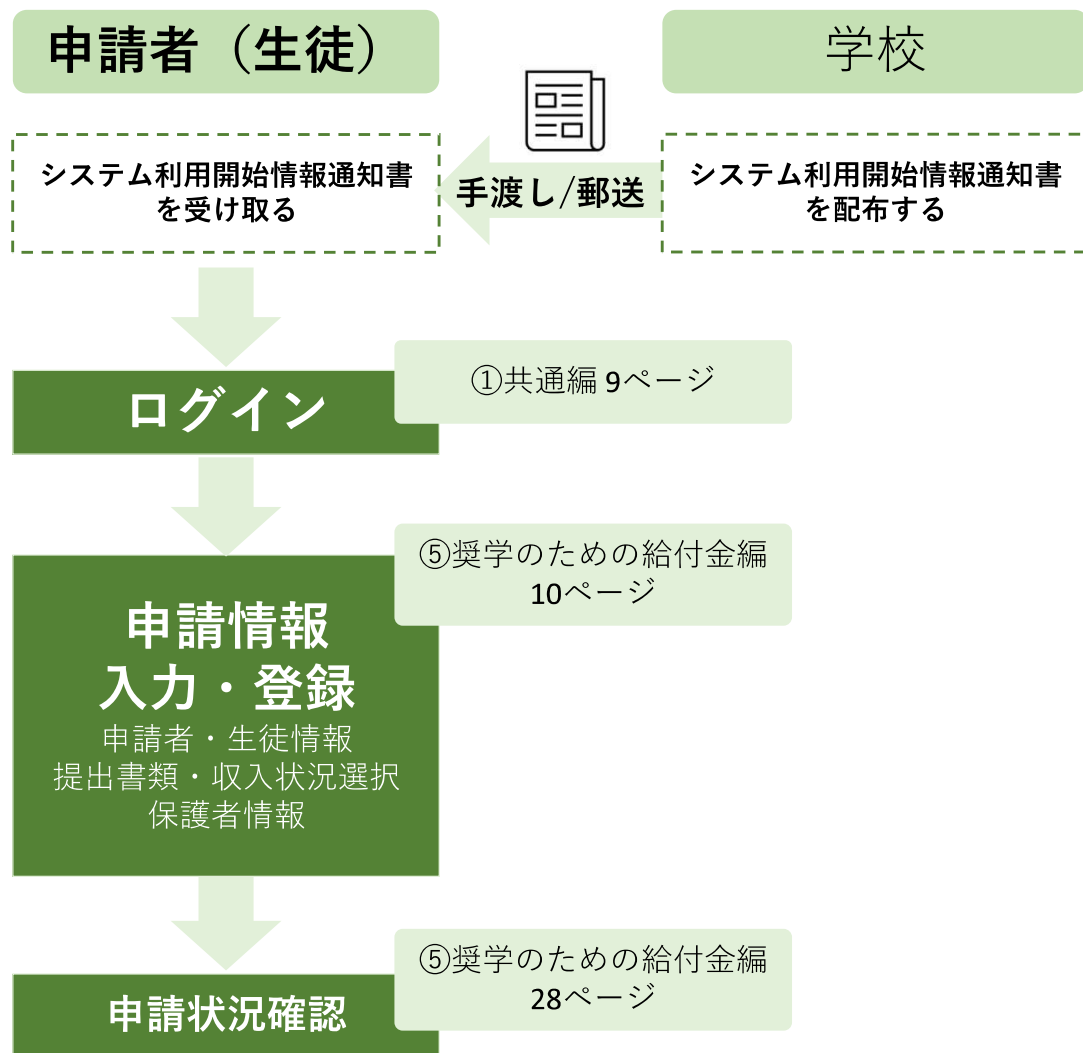


お問い合わせ

FAQやチャットボットを使用しても解決しないときは、**お通いの学校の経営企画室**へお問い合わせください。

1.オンライン申請受付システムを利用した申請の主な流れ

「奨学のための給付金」の申請



2.操作説明 2-1.ログインする

奨学のための給付金の申請の手順

1 ログインする

ホーム画面からログインします。
ログイン後「確認コードの送付」メールが送信されます。
確認コードを入力するとログインが完了します。
※ユーザIDが無い方はユーザIDの登録から行ってください。

2 申請情報（申請者・生徒情報）を入力

申請者・生徒情報を入力します。

3 申請情報（提出書類・収入状況選択） を入力

提出書類、収入状況情報を入力します。

4 申請情報（保護者情報）を入力

保護者情報を入力します。

5 申請情報（委任状確認）を入力

委任状提出有無を入力します。

6 申請情報の確認

入力された申請情報の確認を行います。

7 申請完了

申請が完了します。

2.操作説明 2-1.ログインする



A 都立高等学校オンライン申請受付システムにアクセス

<https://schfeentry.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/s/>



B ホーム画面

東京都教育委員会
Tokyo Metropolitan Board of Education

ホーム 利用ガイド

1 ログイン

都立高等学校オンライン申請受付システム
都立高等学校オンライン申請受付システムは、都立高等学校に在学する方が授業料等に対する各種支援制度の申請・受付を行うシステムです。

こちらは、各種支援制度の申請・受付を行うシステムのログイン画面です。

すでにユーザIDをお持ちの方は、「ログイン」ボタンからマイページへお進みください。

IDをお持ちでない方は、「申請者用ユーザID登録」ボタンをクリックして、ユーザID作成へお進みください。

a 申請用ユーザID登録

東京都庁：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
Copyright (C) Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

1 「ログイン」ボタンをクリックします。

a ユーザIDをまだ登録されていない方は「申込用ユーザID登録」より登録してください。
⇒**①共通編P.9を参照してください**

2.操作説明 2-1.ログインする



C ユーザIDとパスワードを入力してください

東京都教育委員会
Tokyo Metropolitan Board of Education

ユーザIDとパスワードを入力してください。
※ログインに続けて3回失敗すると、アカウントが60分間ロックアウトされます。ロックアウト中はログインおよびパスワードのリセットが出来ませんのでご注意ください。

1 ユーザID

1 パスワード

2 ログイン

a パスワードをお忘れの方
ユーザIDをお忘れの方
ホームへ戻る

1 【ユーザID】と【パスワード】を入力します。

2 「ログイン」ボタンをクリックします。「確認コードの送付」メールが送信されます。

a パスワードを忘れてしまったときは「パスワードをお忘れの方」をクリックします
⇒ ①共通編P.24を参照してください

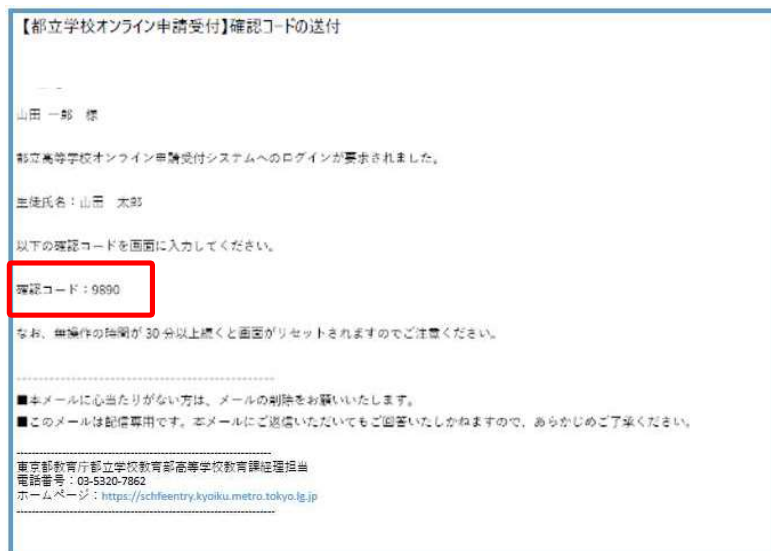
ユーザIDを忘れてしまったときは「ユーザIDをお忘れの方」をクリックします。
⇒ ①共通編P.25を参照してください

2.操作説明 2-1.ログインする



D 確認コードを入力してください

※送信されたメールのイメージ



1 「確認コードの送付」メール内の【確認コード】を入力します。

2 「ログイン」ボタンをクリックします。

受信できるようドメイン (@schfemail.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp) の受信許可の設定をお願いいたします。



登録されたメールアドレスに送信された確認コードを入力してください。

1

2

2.操作説明 2-1.ログインする



E 申請ページが表示されます

申請ページが表示されます。
これでログインは完了です。

北山高等学校 山田太郎 様の申請ページです。

【お知らせ】

「申請受付へ進む」ボタンより登録をしてください。
なお、申請状況は「申請状況を見る」ボタンから確認いただけます。

現在、下記の申請登録を受付中です。

- 就学支援金
 - ・通常申請
- 給付型奨学金
 - ・通常申請 (当年度分)
 - ・家計急変
- 奨学給付金
 - ・通常申請
 - ・家計急変
- 学び直し支援金
 - ・通常申請

申請受付へ進む

申請状況を見る

生徒・保護者等情報変更

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



A 申請ページから奨学のための給付金の申請を行います

北山高等学校 山田太郎 様の申請ページです。

【お知らせ】

「申請受付へ進む」ボタンより登録をしてください。
なお、申請状況は「申請状況を見る」ボタンから確認いただけます。

現在、下記の申請登録を受付中です。

- 就学支援金
 - ・通常申請
- 給付型奨学金
 - ・通常申請 (当年度分)
 - ・家計急変
- 奨学給付金
 - ・通常申請
 - ・家計急変
- 学び直し支援金
 - ・通常申請

1

申請受付へ進む

申請状況を見る

生徒・保護者等情報変更

1 「申請受付へ進む」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-2.奨学のための給付金の申請を行う



B 給付金制度から申請を行います

1 給付金制度

下記申請の実施はこちらのページから進んでください。

- 東京都立高等学校等給付型奨学金
- 東京都国立高等学校等奨学のための給付金

- 東京都立高等学校等給付型奨学金

東京都立高等学校等給付型奨学金に関する詳細は[こちら](#)

※本給付金の審査結果は、給付型奨学金（端末購入補助）の申請があった方の審査に利用されます。
給付型奨学金（端末購入補助）に関する詳細は[こちら](#)

<申請の登録>
以下のリンクから必要な申請の登録を行ってください。
> [給付型奨学金を申請する方はこちら](#)
> [給付型奨学金（家計負担）を申請する方はこちら](#)

- 東京都国立高等学校等奨学のための給付金

東京都国立高等学校等奨学のための給付金に関する詳細は[こちら](#)

<申請の登録>
> [奨学のための給付金を申請する方はこちら](#)
> [奨学のための給付金（家計負担）を申請する方はこちら](#)

1 「給付金制度」をクリックします。

2 「2. 東京都国立高等学校等奨学のための給付金」の項目にある、「奨学のための給付金を申請する方はこちら」をクリックします。

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



A 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (1/6) 1

a

申請選択画面に戻る

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (一部早期給付) (1/6)

留意事項

表示

1

必ず確認の上、入力をしてください。

イ、過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ロ、2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ハ、国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第20条第6項の規定による「特別期間」に当たる場合)には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

ニ、支給対象とならない在留資格の生徒が、「永住者」又は「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、申請できません。

ホ、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く。)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

ヘ、都立高等学校等においては、東京都立学校等給付型奨学金等の申請時に、生活保護受給証明書又は個人番号カードの写し等を提出している場合、都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が分かる書類を提出している場合、及び他の生計維持者に扶養されていることが分かる書類を提出している場合は、当該書類の提出を省略することができます。

ト、都立高等学校以外の国公立高等学校等へ通っている場合は、在学する学校の校長から在学している証明と就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科支援金の補助対象となる者である旨の証明(印)を受けてください。

チ、自動反映されている入力事項を変更しても、アカウントの登録情報は変更されません。アカウントの登録情報を変更したい場合は、別途ホーム画面の「生徒・保護者等情報変更」から変更をしてください。

リ、高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程」をいい、「中学校」は、「日本の中学校、義務教育学校の後期課程」をいいます。

ヌ、高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校等の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労するものに限られません。

1 留意事項をよくお読みください。

次のページに続きます

a 申請の選択画面に戻る場合は「申請選択画面に戻る」をクリックします。

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



A 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (1/6) 2

1

申請者情報(保護者等)

*申請者(保護者等)の氏名 姓(漢字) 例: 山田 山田	*申請者(保護者等)の氏名 名(漢字) 例: 一郎 一郎
*申請者(保護者等)の氏名 姓(かな) 例: やまだ やまだ	*申請者(保護者等)の氏名 名(かな) 例: いちろう いちろう

※交社金口座振替依頼書の口座名義人と同じ方を申請者氏名欄に入力してください。

*郵便番号(半角ハイフンなし) 例: 1638001 1638001	*市区部 例: 新宿区 新宿区
*都道府県 東京都	*市町村 例: 西新宿 西新宿
*申請者(保護者等)の電話番号(半角ハイフンなし) 例: 0901234567 0901234567	*番地・建物名等(全角) 例: 2-8-1 2-8-1

※日中ご連絡がとれるお電話番号をご入力ください。申請内容に不備があった場合、お通りの学校の経営企画室からご連絡させていただきます。

1 表示された氏名、住所および電話番号に間違いがないか確認します。変更がある場合は変更内容を入力します。
(申請者等の氏名、住所および電話番号が初期表示されています。)

▶ 次のページに続きます

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



A 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (1/6) 3

1 【対象となる高校生等について】

生徒情報
生徒の氏名(漢字):
山田 太郎
生徒の氏名(かな):
やまだ たろう
生年月日:
2011年1月1日

2 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について

*生徒本人の国籍

日本国
 日本国以外

3 生徒が在学する学校の名称:
江戸川高等学校

学校の課程:
全日制

学校の所在地:
江戸川区松島 2-38-1

*以下から該当するものを選択してください。

過去に別の高等学校等に在学していない
 過去に別の高等学校等に在学していた

4

1 生徒情報に間違いがないか確認します。

2 生徒本人の国籍を選択します。

「日本国」を選択した場合
⇒P.17へ

「日本国以外」を選択した場合
⇒P.15へ

3 生徒の学校情報に間違いがないか確認し、過去の別の高等学校等における在学の有無を入力します。

「過去に別の高等学校等に在学していない」を選択した場合
⇒P.17へ

「過去に別の高等学校等に在学していた」を選択した場合
⇒P.16へ

4 「次へ」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



A 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (1/6) 4

1 生徒本人の在留資格
※国籍・在留資格・在留期間等が記載された住民票の写し又は在留カードのコピー等を学校に提出してください。

特別永住者
 永住者
 日本人の配偶者等
 永住者の配偶者等
 定住者
 家族滞在

2 「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」を選択した場合

*在留期間(満了日)(半角) 例: 2030/01/15

「定住者」を選択した場合

*在留期間(満了日)(半角) 例: 2030/01/15

*日本国に永住する意思
 あり
 なし

「家族滞在」を選択した場合

*在留期間(満了日)(半角) 例: 2030/01/15

*日本国の小学校を卒業しましたか。
 卒業した(卒業証書の写し又は卒業証明書を学校に提出してください。)
 卒業していない

*小学校名 例: ○○市立○○小学校

*小学校の所在地(都道府県)
--なし--

*日本国の中学校を卒業しましたか。
 卒業した(卒業証書の写し又は卒業証明書を学校に提出してください。)
 卒業していない

*中学校名 例: ○○市立○○中学校

*中学校の所在地(都道府県)
--なし--

*日本国で就労する意思
 あり
 なし

「日本国以外」を選択した場合

1 生徒本人の在留資格の種類を選択します。

2 「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」を選択した場合、付随する情報を入力します。

「家族滞在」を選択し、日本国の小学校／中学校を「卒業した」を選択した場合、学校名を入力し、学校の所在地(都道府県)を選択します。

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



A 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (1/6) 5

*以下から該当するものを選択してください。

過去に別の高等学校等に在学していない

過去に別の高等学校等に在学していた

1 入力上の注意

必ず確認の上、入力してください。

- 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- 「高等学校等」とは、私立及び公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に相当する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- 「学校の種類・課程・学年」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）基礎学科」、「⑦専修学校（一般課程）基礎学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」、「⑭特定教育施設」の別を記入してください。

2 過去に別の高等学校等に在学していた期間

*学校名 例：東京都立〇〇高等学校

*学校の種類
--なし--

*学校の課程①
--なし--

*学校の課程②
--なし--

学校の学科

*在学期間（開始日）

*在学期間（終了日）

*在学期間に奨学のための給付金を受給した回数
--なし--

3 *以下から該当するものを選択してください。

上記以外に別の高等学校等に在学していない

上記以外にも別の高等学校等に在学していた

過去に別の高等学校等に在学していた期間②

*学校名 例：東京都立〇〇高等学校

*学校の種類
--なし--

*学校の課程①
--なし--

*学校の課程②
--なし--

学校の学科

*在学期間（開始日）

*在学期間（終了日）

*在学期間に奨学のための給付金を受給した回数
--なし--

4 次へ

「過去に別の高等学校等に在学していた」を選択した場合

1 「入力上の注意」をよくお読みください。

2 「過去に別の高等学校等に在学していた期間」について入力します。

3 上記以外の別の高等学校の在籍の有無を選択します。
「上記以外にも別の高等学校等に在学していた」を選択した場合、「過去に別の高等学校等に在学していた期間②」を入力します。

4 「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.17へ

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



B 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (2/6) 1

< 申請選択画面に戻る

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (一部早期給付) (2/6)

注意事項 非表示

1 *支給対象世帯の該当区分を選択してください。

- 生活保護 (生業扶助) 受給世帯
- 都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が182,500円未満 (非課税含む) の世帯で、生活保護 (生業扶助) を受給していない

前の

1 支給対象世帯の該当区分について入力します。

「都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が182,500円未満 (非課税含む) の世帯で、生活保護 (生業扶助) を受給していない」を選択した場合
⇒P.18へ

「生活保護 (生業扶助) 受給世帯」を選択した場合
⇒P.24へ

2 「次へ」 ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



B 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (2/6) 2

< 申請選択画面に戻る

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (一部早期給付) (2/6)

留意事項 非表示

*支給対象世帯の該当区分を選択してください。

生活保護(生業扶助)受給世帯

都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が182,500円未満(非課税含む)の世帯で、生活保護(生業扶助)を受給していない

1 *提出する書類について下記よりお選びください。

個人番号(マイナンバー)カードの写し等(個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等)又は課税証明書等(課税証明書、生活保護受給証明書等)を提出します。

次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。
所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。

前の画面 2 次へ

「都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が182,500円未満(非課税含む)の世帯で、生活保護(生業扶助)を受給していない」を選択した場合

1 提出する書類について選択します。

「個人番号カードの写し等(個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等)又は課税証明書等(課税証明書、生活保護受給証明書等)を提出します。」を選択した場合
⇒P.19へ

「次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。」を選択した場合
⇒P.25へ

2 「次へ」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



B 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (2/6) 3

1 【保護者等の収入の状況について】

入力上の注意 表示

必ず確認の上、入力をしてください。

イ、保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次のa～eは除きます。

- a. 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- b. 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- c. 法人である未成年後見人
- d. 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- e. その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ、①（親権者（両親）2名分）、③（親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合）又は④（主たる生計維持者2名分）に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を学校に提出してください。

ハ、②（親権者1名分）に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、入力してください。

ニ、②（親権者1名分）の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の個人番号カードの写し等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の個人番号カードの写し等を提出できない場合」は、⑤（主たる生計維持者1名分）及び⑥（生徒本人）に含まれます。

ホ、⑤（主たる生計維持者1名分）又は⑥（生徒本人）に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を学校に提出してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類を添付してください。

生計維持者について

イ、生計維持者とは、生徒に父母がいる場合、当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）生徒に父母がいない場合又は生徒が以下のa～dに掲げる者である場合、当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

- a. 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- b. 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- c. 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- d. そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ、令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。

ハ、①（親権者（両親）2名分）に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

ニ、②（親権者1名分）に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、入力してください。

ホ、②（親権者1名分）の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤（主たる生計維持者1名分）又は⑥（生徒本人）のうちいずれか該当するものを選択してください。

へ、⑥（主たる生計維持者1名分）又は⑥（生徒本人）に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

1 「保護者等の収入状況について」「生計維持者について」の入力上の注意をよくお読みください。

次のページに続きます

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



B 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（2/6） 4

1 次の者の個人番号（マイナンバー）カードの写し等又は課税証明書等を提出します。

*以下から該当するものを選択してください。

- ① 親権者（両親）2名分
生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
- ② 親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
以下に当てはまる場合
 - ・離婚、死別等により親権者が1名の場合
 - ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の収入に関する証明書を提出できない場合
 - ・（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合
- ③ 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。
- ④ 主たる生計維持者2名分（両親等、生徒の生計をその収入により維持している者）
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
- ⑤ 主たる生計維持者1名分
以下に当てはまる場合
 - ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合
 - ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が1名存在する場合
 - ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1名だった場合
 - ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合等
- ⑥ 生徒本人
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合
未成年であるが、都（道府県）民所得割及び区（市町村）民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合

2 ③を選択した場合

③を選択された方はご入力ください

*未成年後見人の人数（単角） 例：1

1 「次の者の個人番号（マイナンバー）カードの写し等又は課税証明書等を提出します。」について、①から⑥のいずれかを選択します。

2 ③を選択した場合、未成年後見人の人数を入力します。

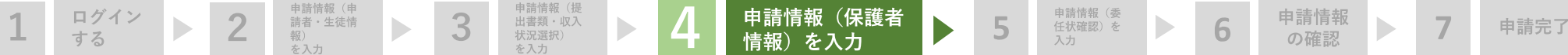
3 「次へ」ボタンをクリックします。

- ・ ①、③(未成年後見人2名)、④の場合 ⇒P.21へ
- ・ ②、③(未成年後見人1名)、⑤の場合 ⇒P.22へ
- ・ ⑥の場合 ⇒P.23へ

3人以上未成年後見人がいる場合は生徒様のお通りの学校までお問い合わせください。

前の **3** 次へ

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



C 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (3/6)

申請選択画面に戻る

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (3/6)

保護者等①の情報 (ユーザIDを登録された方)

保護者等①の氏名 (漢字): 山田 一郎

保護者等①の氏名 (かな): やまだ いちろう

生徒との続柄: 父

※その年の1月1日現在の市区町村までの住所を入力してください。

* 都道府県 (保護者等①): 東京都 ; * 市区郡 (保護者等①): 新宿区

保護者等②の情報

※保護者等の氏名は、マイナンバー確認書類に記載のとおりに入力してください。やむを得ずマイナンバーを提出できない方は、住民税(非)課税証明書、住民税納税通知書または生活保護受給証明書に記載のとおり入力してください。

* 保護者等②の氏名 姓 (漢字) 例: 山田 ; * 保護者等②の氏名 名 (漢字) 例: 花子

* 保護者等②の氏名 姓 (かな) 例: やまだ ; * 保護者等②の氏名 名 (かな) 例: はなこ

生徒との続柄: --なし--

※その年の1月1日現在の市区町村までの住所を入力してください。

保護者等①と同一住所の場合はこちらを選択してください。

* 都道府県 (保護者等②): --なし-- ; * 市区郡 (保護者等②): 新宿区

※収入の修正申告や税額の変更決定による市町村民税の課税所得額 (課税標準額) 又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡してください。

3 次へ

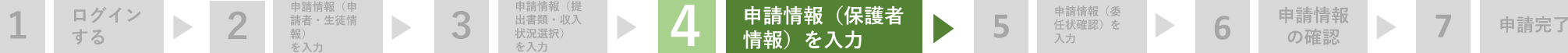
①、③ (未成年後見人2名)、④の場合

1 保護者等①の情報をご確認のうえ住所を入力します。

2 保護者等②の氏名、続柄、住所を入力します。

3 入力を終わったら「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.25へ

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



C 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (3/6)

< 申請選択画面に戻る

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (3/6)

留意事項
非表示

【保護者等の収入の状況について】

保護者等情報 (ユーザIDを登録された方)

保護者等の氏名 (漢字):

山田 一郎

保護者等の氏名 (かな):

やまだ いちろう

生徒との続柄:

父

※その年の1月1日現在の市区町村までの住所を入力してください。

・都道府県 (保護者等)

--なし--

・市区郡 (保護者等) 例: 新宿区

※収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額 (課税標準額) 又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

前の

2

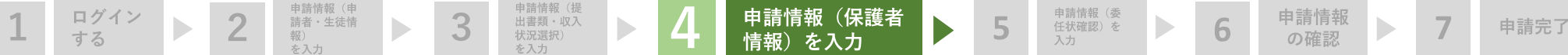
次へ

②、③ (未成年後見人1名)、⑤の場合

1 保護者等の情報をご確認のうえ住所を入力します。

2 入力を終わったら「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.25へ

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



C 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (3/6)

< 申請選択画面に戻る

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (3/6)

留意事項 非表示

【保護者等の収入の状況について】

生徒の氏名(漢字):
山田 太郎

生徒の氏名(かな):
やまだ たろう

生徒との続柄:
本人

※その年の1月1日現在の市区町村までの住所を入力してください。

*都道府県(保護者等) 東京都

*市区郡(保護者等) 例: 新宿区

※収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡してください。

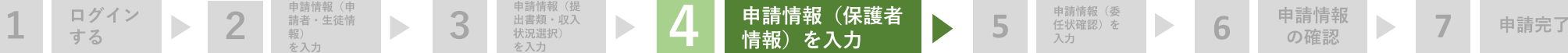
前の **2** 次へ

⑥の場合

1 生徒の情報をご確認のうえ住所を入力します。

2 入力を終わったら「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.25へ

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



C 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (3/6)

生活保護（生業扶助）受給世帯の場合

申請選択画面に戻る

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (3/6)

留意事項 表示

1 【保護者等の収入状況について】
保護者等1情報（ユーザIDを登録された方）
※保護者等の氏名は、マイナンバー確認書類に記載のとおりに入力してください。やむを得ずマイナンバーを提出できない方は、住民税（非）課税証明書、住民税納税通知書または生活保護受給証明書に記載のとおり入力してください。
*保護者等1の氏名 姓（漢字） 例：山田
*保護者等1の氏名 名（漢字） 例：一郎
*保護者等1の氏名 姓（かな） 例：やまだ
*保護者等1の氏名 名（かな） 例：いちろう
*生徒との続柄
--なし--
※その年の1月1日現在の市区町村までの住所を入力してください。
*都道府県（保護者等1）
*市区郡（保護者等1） 例：新宿区
*以下から該当するものを選択してください。
 上記以外の別の保護者等の収入状況を届け出ない
 上記以外の別の保護者等の収入状況を届け出る

2 保護者等2情報
※保護者等の氏名は、マイナンバー確認書類に記載のとおりに入力してください。やむを得ずマイナンバーを提出できない方は、住民税（非）課税証明書、住民税納税通知書または生活保護受給証明書に記載のとおり入力してください。
*保護者等2の氏名 姓（漢字） 例：山田
*保護者等2の氏名 名（漢字） 例：花子
*保護者等2の氏名 姓（かな） 例：やまだ
*保護者等2の氏名 名（かな） 例：はなこ
*生徒との続柄
--なし--
※その年の1月1日現在の市区町村までの住所を入力してください。
 保護者等1と同一住所の場合はこちらを選択してください。
*都道府県（保護者等2）
*市区郡（保護者等2） 例：新宿区
※収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

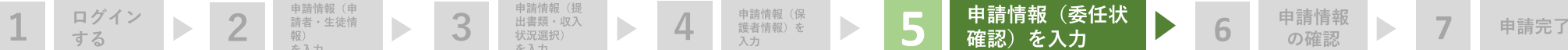
前の **3** 次へ

1 保護者等①の氏名、続柄、住所を入力します。

2 「上記以外の別の保護者等の収入状況を届け出る」を選択した場合、保護者等②の氏名、続柄、住所を入力します。

3 入力を終わったら「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.25へ

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



A 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (4/6)

[< 申請選択画面に戻る](#)

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (4/6)

1

*都立高校等において、高校生に係る学校徴収金への充当を承諾する場合は、充当委任状の提出が必要です。

- 提出する
- 提出しない

2

東京都教育委員会 様

私が支給を受ける東京都国公立高等学校等奨学のための給付金を学校徴収金に充てることについて、校長に委任することを承知します。

申請者の氏名 (漢字) :

山田 一郎

申請者の氏名 (かな) :

やまだ いちろう

申請者の住所 :

1638001
東京都新宿区西新宿2-0-1

前の画面

3

入力内容の確認

1

【都立高校等において、高校生に係る学校徴収金への充当を承諾する場合は、充当委任状の提出が必要です】
委任状の提出の有無を入力します。

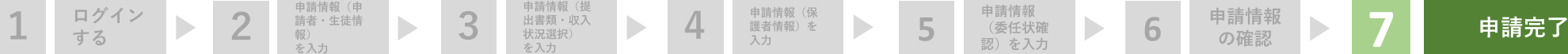
2

「提出する」の場合、委任状文面が表示されます。
【申請者の氏名】【申請者の住所】に間違いがないか確認します。

3

「入力内容の確認」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



A 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (6/6)

< 申請選択画面に戻る

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (一部早期給付) (6/6)

1 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金の申請が完了しました。
申請内容はメニュー内の「申請履歴」から確認いただけます。

※その他紙提出書類につきましては、お通いの学校の経営企画室から配布された案内をご確認ください。
東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請の利便性向上のため、下記リンクより、皆様のご意見をお聞かせください。
▶回答はこちらから (所要時間は約20秒です)

2 ホームに戻る

1 「東京都国公立高等学校奨学のための給付金の申請が完了しました」とメッセージが表示され、申請が完了しました。

2 「ホームに戻る」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-3. 申請状況を確認する

A 申請ページから申請状況を確認します

1 「申請状況を見る」ボタンをクリックします。

北山高等学校 山田太郎 様の申請ページです。

【お知らせ】

「申請受付へ進む」ボタンより登録をしてください。
なお、申請状況は「申請状況を見る」ボタンから確認いただけます。
現在、下記の申請登録を受付中です。

●就学支援金

・通常申請

●給付型奨学金

・通常申請 (当年度分)

・家計急変

●奨学給付金

・通常申請

・家計急変

●学び直し支援金

・通常申請

申請受付へ進む

1

申請状況を見る

生徒・保護者等情報変更

2.操作説明 2-3. 申請状況を確認する

B 申請状況ページで申請状況を確認します

申請状況

※申請状況の更新には時間がかかりますので、申請の詳細は「申請履歴」から参照してください。

今年度 (令和8年)	前年度 (令和7年)	一昨年度 (令和6年)
就学支援金申請 (申請未済)	就学支援金 (第1回) - 就学支援金 (第2回) -	就学支援金 (第1回) - 就学支援金 (第2回) -
給付型奨学金 (通常申請) (申請未済) 給付型奨学金 (家計急変) (申請未済)	給付型奨学金 (通常申請) - 給付型奨学金 (家計急変) -	給付型奨学金 (通常申請) - 給付型奨学金 (家計急変) -
奨学のための給付金 (通常申請) (申請済み) 奨学のための給付金 (家計急変) (申請未済) 奨学のための給付金 (早期給付) (申請未済)	奨学のための給付金 (通常申請) - 奨学のための給付金 (家計急変) - 奨学のための給付金 (早期給付) -	奨学のための給付金 (通常申請) - 奨学のための給付金 (家計急変) - 奨学のための給付金 (早期給付) -
学び直し支援金申請 (申請未済)	学び直し支援金 (第1回) - 学び直し支援金 (第2回) -	学び直し支援金 (第1回) - 学び直し支援金 (第2回) -

1 申請状況が表示されます。

(申請未済)

・ ・ 申請が行われていません。

(申請済み)

・ ・ 申請が完了しています。

※申請状況の更新には時間がかかりますので、申請の詳細は「申請履歴」から参照してください。